

令和 3 年 度

事業計画書

目 次

社会福祉法人 狛江福祉会 ……………	1 ページ
(法人事務局、総務課)	
特別養護老人ホーム こまえ苑 ……………	9 ページ
高齢者デイサービスセンター こまえ苑 ……	14 ページ
地域包括支援センター こまえ苑 ……………	18 ページ
居宅介護支援事業所 こまえ苑 ……………	22 ページ

社会福祉法人 狛江福祉会



こまえ苑

(基本方針)

本年は国の第8期介護保険計画の初年度であり、介護保険制度並びに介護報酬が大幅に改定される年でもあります。介護報酬は、平均改定率を0.7%、前回に続き連続のプラス改定になりました。今回の改定の基本的な視点は、感染症や災害への対応力強化、地域包括システムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保になっています。プラス改定とは言え、視点に沿った改定事項をクリアしないとはいけません。そのためには、加算取得に向けて努力してまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しては、BCPはじめ発生時の対応の検討を重ね感染症マニュアルとしてまとめました。今後は施設サービス課医務係が中心となって予防接種のスムーズな実施と他の感染症の対応を含めた対策の強化に努めてまいります。

経営ビジョンの「収入の確保」については、特別養護老人ホームでは、入所待機者の事前面談が順調に行われるようになりましたので、入所者の決定時間の短縮による切れ目がない対応で稼働率の更なる向上を目指してまいります。デイサービスでは、コロナ禍での営業活動や利用者の利用控えなどの影響が懸念されますが、引き続き居宅支援課など関係課との連携の強化、幅広い営業活動や入浴サービス回数の増によるサービスの向上で利用者の増を図っていきます。

地域包括支援センターでは、新たに市の委託事業として、精神保健支援相談に対応すべく職員を配置し総合相談の充実を図ります。しかし、委託事業の中で大きな委託料を占める地域包括支援センター運営分の委託料が包括圏域の高齢者の人数で按分されたため減額になりました。今後の運営には職員配置も含め検討を必要とします。

「コストの削減」については、事業運営にあたって、納入業者、委託業者等の適正価格の精査など、最小の経費で最大の効果が出せるよう今後もコスト意識の醸成及び削減に努めていきます。

「人材の確保」については、人材紹介会社に頼らない採用活動を堅持しつつ、ホームページや職員紹介、東京都の介護職員宿舎借上げ支援事業や介護職員奨学金返済・育成支援事業など、様々な募集媒体や支援事業の活用により職員を確保していきたいと考えております。また、職員の定着率向上に向け、介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算を財源として正規職員の離職ゼロの取り組みも継続して行っています。

組織の充実及び事業の拡充を図るうえで重要なことは、担い手である職員を育てることであり、組織人としてのスキルアップとともに、利用者個々の状況にきめ細かく的確なケアができるように、より専門性を高めていかなければなりません。それには、引き続き民間の研修機関で催される研修や東社協・老施協などで催される専門研修への積極的な参加を勧めるとともに、職員との面談の機会を多くつくり、意識改革、コスト意識の醸成及びスキルアップのための指導・助言に力を注いでいきます。また、法人の理念を受けて課長の職務に対する具体的な目標を設定し、その達成に向けて効率的に業務を遂行する目標管理制度を職員へも段階的に実施してまいります。

一方、社会貢献事業については、狛江市社会福祉法人連絡会に加盟している法人と更なる連携を強化し、2年目になりました「福祉なんでも相談」事業を継続して行います。

以上の基本方針を踏まえ、「安心・安全、親切・丁寧」を心がけた良質の介護サービスに努め、法人の理念であります「喜ばれ、選ばれ、信頼される施設」を目指し、社会福祉法人としての社会的使命を果たしてまいります。

(運営方針)

1. 指定介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉(運営規程第2条第1項)
施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものとします。
2. 指定短期入所生活介護事業所〈ショートステイ〉(運営規程第2条第4項)
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
3. 指定通所介護事業所〈デイサービス〉(運営規程第2条第1項)
要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう必要なサービスの提供に努めます。
4. 指定訪問介護事業所〈ホームヘルプ〉(運営規程第2条第1項)
要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助を行います。
5. 指定介護予防支援事業所〈介護予防支援〉(運営規程第2条第1項)
利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
6. 指定居宅介護支援事業所〈居宅介護支援〉(運営規程第2条第1項)
利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。

(個別計画)

各事業の目標及び計画は、以下に掲げたとおりです。

1. 目標

- (1) 稼働率・利用率の向上等による安定的な収入を確保する
- (2) 介護保険システム・ICT機器・介護補助機器等の更なる活用による職員の負担軽減と業務効率化を図る
- (3) 人材育成システムと研修計画により更なる育成を図る
- (4) 人材紹介会社や人材派遣会社に頼らず人材確保をしていく
- (5) 人件費抑制のため、効率的で効果的な人員配置を図る。また、同一部署で経験年数が長い職員の人事異動を段階的に実施し組織の活性化を図る
- (6) 持続可能で偏りのない給与システムを検討していく
- (7) 第8期介護保険事業計画で感染症・災害・ハラスメントへの対応強化、ICTの活用等が盛り込まれたため検討していく
- (8) 事業活動計算書において、将来の修繕に備えるため当期活動増減差額（大規模修繕一時金を除く）を3千万円以上とする
- (9) 狛江市内の社会福祉法人と連携し「福祉なんでも相談」事業等を継続していく

2. 計画

- (1) 理事会・評議員会・監事監査・評議員選任解任委員会の開催
 - 5月 決算監査
 - 6月 事業報告・決算報告等、評議員選任解任委員会、定時評議員会、理事長選出
 - 10月 上半期事業報告等
 - 11月 上半期法人監事監査
 - 1月 補正予算等
 - 3月 年度末事業報告・事業計画・予算等
- (2) 狛江市内社会福祉法人との連携
狛江市社会福祉法人連絡会に加入している他の法人と更なる連携を強化します。社会貢献の一環として「福祉なんでも相談」事業を継続実施し、より暮らしやすい地域づくりを目指します。
- (3) 地域交流と地域交流事業の実施等
近隣の保育園、幼稚園、小・中学校、地元町会、関係団体との交流活動を実施していく。また、防災体制の強化を図る観点から、地元町会との連携を密にした訓練を実施していくなどして、地域に密着した施設づくりへの輪を広げていく。
- (4) 苑内会議等の開催
計画・経営の理念、サービス提供・運営の基本方針及び事業計画（以下「理念等」という。）に沿った事業展開の円滑化を図るために、次の会議等を苑内に設置していく。
 - 苑会議、管理職係長合同会議
 - 感染症等対策委員会、衛生委員会、給食委員会、広報委員会
 - 身体拘束ゼロ推進委員会、事故防止委員会、各プロジェクトチーム等会議は適宜開催し、課題の検討、課題の整理や条件整備、職員間の情報交換・意見交換を密にすることによって、職員参加、業務運営の共同化と情報の共有化を図る等事業の計画的・効果的な運営に資していく。
- (5) 実習生等の受入れ
福祉関係及び地域医療の人材育成、社会福祉施設での現場体験を目的とした実習生

の受入れを計画的に行い、実習生にとって意義のある実習成果があがるよう対応していくとともに、地域に開かれた教育現場としての社会的役割の一助を担っていく。なお、受入れにあたっては、介護実習費用徴収基準による費用を徴収していく。

(年間受入れ計画は、別表1のとおり)

(6) 職員研修の実施

サービスの質の向上を図るため、職員研修を積極的に実施していく。研修体系としては、「職場内研修」「職場外研修」「自己啓発」の3区分を柱としていくが、職場外研修については、東京都及び東京都社会福祉協議会等主催の研修や民間ビジネスセミナーへの積極的な参加を中心としていく。厚生労働省が推し進める、介護職員キャリア段位制度導入に向け引き続き検討していく。

また、各部署からの立案による自主的な職場内研修及び内部講師研修を積極的に進めていき、自己啓発については自主研修等取扱基準を周知し、利活用しやすい雰囲気づくりをしていく。

(年間研修計画は、別表2のとおり)

(7) 防災訓練の実施

利用者の安全を第一に考えて万全の防災体制のもとに、初期消火、情報伝達、避難誘導を基本にした非常時の初動体制確立のため、職員による自衛消防訓練を毎月1回実施していく。大規模震災対策として、地元町会との「災害時相互応援協定」に基づく総合防災訓練を地域住民の協力を得て年1回以上実施し、前年度できなかった給食委託業者と災害時の炊き出し訓練を実施していく。

また、防災行動力を高めることを目的に、狛江消防署が主催する「自衛消防訓練審査会」に参加し、施設内消火栓や消火器等の非常時操作に万全を期していく。

(年間防災訓練計画は、別表3のとおり)

(8) 大規模震災時の非常食備蓄について

東京都の指導のもとに、利用者、職員及び地域住民の人数に対する3日分の食料を備蓄していく。主食を主に備蓄していくが、利用者の身体状況を考慮しペースト食も備える。賞味期限は、3～5年のものとし、今年度に賞味期限の到来するものについては、順次補充していく。

なお、非常食の条件として、次のことに配慮していく。

- 1) 長期保存に耐えるもの
- 2) 調理に手間のかからないもの
- 3) 持ち運びが容易なもの
- 4) 必要最小限のエネルギーの栄養素が確保できるもの

(9) ボランティア受入れ

地域に親しまれる施設づくりやサービス充実のために、行事のお花見、納涼祭、敬老会、こまえ苑祭り、クリスマス会、苑外活動、各種活動の知識・経験とも豊富で、いろいろな形でバラエティーに富んだボランティアの方々のご協力をいただきながら、展開していく。今年度も、ボランティア組織育成と、メンバー相互の交流を推進していきます。

- 1) ボランティア交流会の開催等
年2回実施、会食会・勉強会等。
- 2) ボランティア不足の解消
ボランティア募集の記事を、自治会（岩戸町会等）、利用者家族、関係諸団体へ配布。
- 3) ホームページの活用
現在活動中のボランティアの日々の活動や利用者とのふれあい、また、ボランテ

ィア募集や活動者の声等の記事を載せ、情報を発信。

- 4) 狛江市市民活動支援センターとの連携
 狛江市市民活動支援センターと連携を図り、新規のボランティアの受け入れを行う。
- 5) 部署ごとのボランティア交流会議の開催
 部署ごとのボランティア会議は年1回以上開催。
- 6) ボランティア担当者会議の開催
 奇数月第3金曜日に開催。
- 7) 地域に密着したボランティア
 介護予防教室、地域交流委員会との連携。明るく、清潔な『こまえ苑』を目指し、気軽に立ち寄れる雰囲気づくり。

別表1 実習生等受入れ年間予定表

月	学校名等	人数(1日)	日数	実習種別	備考
5月	老年看護学実習	4名	4日間	看護実習	大学4年生
6月	人事院公務員研修所実習	3名	5日間×	体験実習	大学4年生
	老年看護学実習	4名	4日間	看護実習	
7月	世田谷福祉専門学校	2名	15日間	介護実習	2学年
8月	世田谷福祉専門学校	2名	20日間	介護実習	2学年
9月	教員免許取得に伴う実習	4名	5日間	体験実習	大学3学年
10月	教員免許取得に伴う実習	4名	5日間	体験実習	大学3学年
11月	教員免許取得に伴う実習	4名	5日間	体験実習	大学3学年
	世田谷福祉専門学校	2名	12日間	介護実習	1学年

※介護実習の日数については、概算。

※上記以外にも、随時実習受け入れをする場合がある。

別表2 年間研修計画

分類	主催者等	研修名等
職場内研修		新規採用職員研修
		一般職員研修
		普通救命講習
		部署ごとの各種研修
職場外研修	東京都福祉保健局等	精神保健福祉研修等
		認知症介護従事者研修
		栄養技術講習会等
		介護支援専門員現任研修等
	東京都社会福祉協議会	施設長研修(ブロック会)
		事業・職種別各種研修
		その他の専門研修
	民間機関	各種ビジネス研修
	その他関連機関等	介護保険関連の各種研修会・講習会等

別表3 年間防災訓練計画

回	月 日	対象部署	主 な 内 容
1	4月下旬	全 体	消火器・消火栓訓練
2	5月下旬	特 養	夜間想定訓練
3	6月下旬	デイサービス	避 難 訓 練
4	7月下旬	宿日直シルバー	通 報 訓 練
5	8月下旬	全 体	自衛消防訓練審査会自主訓練
6	9月下旬	特 養	夜間想定訓練
7	10月下旬	全 体	総 合 訓 練 岩戸町会と合同実施
8	11月下旬	宿日直シルバー	通 報 訓 練
9	12月下旬	特 養	夜間想定訓練
10	1月下旬	全 体	消火器・消火栓訓練
11	2月下旬	特 養	夜間想定訓練
12	3月下旬	宿日直シルバー	通 報 訓 練

※訓練実施日は、毎月第4水曜日を原則とするが、行事等により変更する場合がある。

また、時間帯については対象部署及び内容により、その都度決定する。

- ◎ 防火管理者と総務課は相談して訓練の計画を立て、訓練1週間前までに
 狛江消防署へ「自衛消防訓練通知書」を提出する。

総務課（共通）

今年度も人材育成計画及び個別人材計画により習熟度に応じた研修に派遣し、職員個々のスキルアップを目指します。また、引き続き業務基盤の整備・確立を実施します。栄養係においては、委託厨房委託業者に「安心・安全、親切・丁寧」な給食の提供を徹底させ、季節感を味わってもらえる食事にさらに取り組んでいきます。

目標と計画

1	目 標	法人の使命・経営の理念・ビジョン及び基本方針を理解し、これに基づいた業務基盤の整備・確立を目指す
	計 画	<p>① 建物改修・備品等更新計画に基づいた着実な実施とこれに充当する財源となる施設・設備整備等積立金の使用及び積立の実施により、法人・施設運営の基盤づくりを目指す。</p> <p>② 個別研修計画に基づき、各階層別研修等に職員を派遣する。また、今年度はウェブ研修も積極的に活用していく。</p> <p>③ 人材紹介会社からの紹介や派遣職員に頼らない人材体制を継続し、今年度末の定年退職者を見据え新卒者の採用活動を再開する。また、引き続き正規職員の離職率を8%以下にする。</p> <p>④ 前年度、公益財団法人JKA（競輪とオートレースの公益法人）への車両補助申請を行っており、補助事業が決定した場合は特養送迎車両の入替をする。採択されなかった場合は、引き続き補助申請をおこなう。また、使用しやすさを考慮し、ノア（トヨタ）をNボックス（ホンダ）へ更新していく。</p> <p>⑤ ホームページは利用者と家族、関係機関に向けた情報発信源として活用する。特に面会や参加型の行事が再開される目途が立つまでは、更新頻度を上げ、情報を公開していく。また、職員採用に繋がる、分かりや</p>

		<p>すく働きたくなるようなホームページにしていく。</p> <p>⑥ 前年度は新型コロナウイルス感染症予防のため申請できなかったT O K Y O働きやすい福祉の職場宣言事業において、人事考課制度等を除き達成できる項目を優先的に宣言していく。また、利用者の負担に配慮し、特養フロアの床の張替えを実施していく。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する補助金や新たに創設される補助金は情報収集し必ず獲得していく。</p> <p>⑧ 科学的介護情報システムL I F E（以下、「L I F E」と言う。）を活用し、分析・調査を実施し、介護サービスの更なる質の向上を目指す。</p>
2	目 標	効率性・費用対効果を念頭においた課題検討と改善を目指す
	計 画	<p>① 介護保険システム更新年度のため、総合的な視点による助言や支援を行なう。また、効率良くI C T機器等が活用できるかをチェックしていく。</p> <p>② 地域包括支援センターのI C Tを活用した介護予防拠点支援事業を支援していく。</p> <p>③ 納入業者、委託業者等の価格は適正価格であるかを引き続き精査していく。</p> <p>④ 東京都のI C T補助金を活用し介護職員の労務削減を支援していく。</p> <p>⑤ 更なる光熱水費削減に向けた取り組みを継続する。</p>

食事と栄養管理

食事は、利用者の日常生活の中で大きな楽しみの一つであると同時に、健康状態を保つうえでの大切な要素です。利用者一人ひとりの心身の状態や、嗜好、摂食・嚥下の状態、栄養状態等を多職種でアセスメントし、「安心・安全、親切・丁寧」な食事提供を行っていきます。また、四季の行事食や誕生日会食、長寿の祝い膳など様々な工夫をして、利用者に食事の喜びを味わってもらいます。

1. 目標と計画

1	目 標	健康・栄養状態の維持、向上
	計 画	<p>① 全入所者に対して、個々の特性に合わせた栄養ケア計画を作成し、多職種連携による栄養ケアマネジメントを実施する。L I F Eを活用し、健康の維持増進、介護サービスの質の向上を目指す。</p> <p>② 医師の食事箋に基づいた療養食を提供し、疾病の悪化を抑える。</p> <p>③ 摂食嚥下・口腔機能の維持のため、個々に合わせた食事形態、食具、自助食器、補助食品等の選択を行う。</p>
2	目 標	食事を通して生きる喜びを感じてもらう
	計 画	<p>① 季節を意識した食材の選定、調理方法、献立・行事食を工夫し、適温給食で提供する。</p> <p>② 嗜好を配慮した食事を提供する。食形態別による食べやすさ、見た目を工夫するなどの調理技術の向上を図る。</p> <p>③ 誕生日食、選択食・ミニバイキング食、おやつバイキング、行事食カードの配布を行う。</p>

3	目 標	衛生面・安全面の向上、適正なコスト管理、在庫管理
	計 画	① 衛生管理マニュアルを活用し、衛生に関する意識の向上、知識の習得を図る。 ② 食材はできる限り市内業者を使い、地域に還元する。 ③ 適正な運用をしているか、常に多方面からチェックをする。 ④ 水道光熱費削減に向け作業工程を見直しする。
4	目 標	食事の要望や意見を取り入れ、満足度を向上させる
	計 画	① 毎月、利用者食事懇談会を実施する。 ② 食事時間中に栄養士が食堂に出向き、ミールラウンドを行う。 ③ 入所者並びにデイサービス、職員すべての利用者に対して、食事の満足度調査（嗜好調査）（年1回）を実施し、満足度向上を図る。

2. 特養・デイサービス年間行事食計画

実施月	特養行事食	特養誕生会食	デイサービス行事食
4月		選択食	
5月	端午の節句	選択食	端午の節句
6月		ミニバイキング	
7月	七夕	選択食	七夕・納涼祭
8月		選択食	
9月	敬老会・こまえ苑祭り	選択食	敬老会
10月		選択食	
11月		寿司バイキング	
12月	年忘れクリスマス会	選択食	クリスマス会
1月	おせち料理・七草粥	選択食	新年会
2月	節分	選択食	節分
3月	ひな祭り	選択食	ひな祭り

※毎月1日：赤飯の日、毎月1日・15日おやつバイキング、16日：おこわの日

※長寿祝い膳（米寿、卒寿、白寿、100歳以上）対象者に提供

※誕生会のおやつにケーキを提供

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護（ショートステイ）

今年度は、前年度からの新型コロナウイルス感染症が収束しない状況を踏まえ、感染症対策を引きつづき継続し、新しい生活様式を取り入れながら安心・安全に心がけた介護サービスに努めます。なかでも活動の仕方を感染の状況に応じて、フロア合同で行う活動をフロアごとに分けての実施や面会の仕方でもベランダ面会やオンライン面会、ホームページ・定期的な手紙郵送などを通じて、利用者の様子を伝え家族との絆を深めてもらうとともに、出来るだけ面会解除の方向に少しでも近づけるように努めます。また、介護事故に対する事故防止委員会に加えて、安全管理体制（リスクマネジメント）として、安全管理委員会の設置・職員教育・設備更新などの体制を整えて介護事故防止に努めていきます。

今後も夜間の緊急的なたん吸引を介護職員全員が取得できるように目指し、看取り介護や軽度医療を継続し、住み慣れた暮らしの中で最期までその人らしく過ごしていただけることを目指します。新規入所についても、入所待機者の事前面接を行い空床の際に、すぐに入所できるように3名の確保を継続し切れ目のない入所に繋げていきます。

ショートステイについては、ホームページに特養の日々の活動や毎月の空床状況を更新開示します。土日祝日の送迎、入退苑時間の調整、軽度医療の受け入れ、空床利用を調整するなどして、稼働率があげられるよう努めます。

職員育成に関してはマニュアルを活用し、新人職員だけでなく現任職員のケアの平準化ができるよう体制づくりを目指し、職員一人ひとりに目標を持たせ、専門職としての自覚と問題意識をもち、自分で考えて行動できるような「人材の育成」に引き続き努めていきます。

介護報酬改正にあたり、介護職員のキャリアアップのためにも加算取得に努めます。また、利用者がこまえ苑で長く生活して頂ける様に日常的な医療機関との関係構築の中で健康の維持に努めます。将来的展望に立った効率的な支出をすることや意識改革に努め「安心・安全、親切・丁寧」を心がけた良質の介護サービスを行い、「喜ばれ、選ばれ、信頼される施設」を目指していきます。

1. 目標と計画

＜全職種共通＞

1	目 標	危機管理を定着させるための体制づくり
	計 画	① 感染症対応の内部研修を年間通して繰り返し実施することで意識の保持とゾーニング、ガウンテクニックなどの技術の維持向上を行っていく。 ② 感染予防対策として日頃からの環境整備、備品整理に努めていく。 ③ 介護事故に対する安全管理体制を整え、介護事故防止に努めてく。 ④ 災害に対するマニュアルを作成し体制を整えていく。
	目 標	「看取り」「たんの吸引」を定着させるための体制づくり
	計 画	① 看取り介護を行っていく流れの中で、改善が次の計画に繋がるよう重きを置き、内容の充実を図っていく。 ② 介護職員のたんの吸引が必要な利用者に還元できるよう研修参加体制を維持し、継続して全介護職員の認定を目指す。
3	目 標	職員体制の充実により、安定して質の高い介護が提供できる体制づくり
	計 画	① 新規採用職員についてはマニュアルを活用したOJTの計画、現任介護職員については専門職としての外部研修へ参加させケアの質を高

		<p>めていく体制を整えていく。</p> <p>② マニュアルの活用と研修のフィードバックを実施する事で情報を共有しケアの平準化の体制を整える。</p> <p>③ 「認知症ケア」「褥瘡」「口腔ケア」「リスクマネジメント」についての知識を深め利用者への支援を継続していく。</p> <p>④ 介護職員キャリア段位制度の導入にむけた検討を行う。</p>
4	目 標	医療的ケアや送迎の必要な方の受け入れ態勢を整える
	計 画	<p>① 在宅で実施している医療的ケア（胃ろう、インシュリン注射、在宅酸素）を特養及びショートステイでの実施、継続をしていく。受け入れに際してはケースごとのカンファレンスや、明確な基準を設け都度柔軟な対応を行っていく。</p> <p>② 新しい生活様式の中での送迎の有り方について検討し、職員配置等を行っていく。</p>
5	目 標	支援を継続できるための意識を改革していく
	計 画	<p>① 生活の場として、新しい生活様式を取り入れつつ「設備：ICT、ロボットの活用、入浴設備など」「備品：車椅子、感染対策物品など」「環境：整理整頓、面会方法など」を管理し整備していく。</p> <p>② 利用者担当としての役割に加え、コロナ禍での新しい生活様式に沿う形でレクリエーションや余暇活動、喫茶いちょう、外出の機会などを模索していく。</p> <p>③ LIFEの導入に向けて、QOLやケアの質の向上を目指す形での効率化及び業務の見直しの検討を行う。</p> <p>④ 入所待機者へのアプローチを早め、空床となる期間を少なくするよう努めていく。</p> <p>⑤ 新しい生活様式の中でのボランティアの在り方や災害対策について検討し、シミュレーションを行っていく。</p>

<ショートステイ>

1	目 標	医療的ケアや送迎の必要な方の受け入れ態勢を整える
	計 画	<p>① 土日祝日の送迎付き入退苑の実施など対応できる時間を最大限に活用し、午後入苑等についても希望に沿う形で対応し利便性向上や稼働率向上を目指す。</p> <p>② 軽度医療のある利用者の受け入れを継続するために、医療的知識の習得を目的とした勉強会の開催を行う。受け入れに際してはケースごとにカンファレンスを実施し対応していく。</p>
2	目 標	支援を継続できるための意識を改革していく
	計 画	<p>① コロナ禍に合わせ、より入念に入苑時に全身確認を行い、内出血や発疹等の皮膚状態を把握し、安心して利用ができるようにする。</p> <p>② 空床ベッドを含めた、緊急的な利用の受け入れを継続する。</p> <p>③ ホームページに空床の情報を開示し、利用につなげる。</p> <p>④ 全てのベッド（8床）にセンサー類を常時設置し、安全に利用がで</p>

		きる体制を構築する。
--	--	------------

<医務>

1	目 標	感染予防・感染拡大防止の強化
	計 画	<p>① 利用者・職員の体調確認のため、毎日検温を行う。体調不良の場合出勤せず、連絡し受診するよう指導する。</p> <p>② 職員全員が感染症内部研修の講義を年2回、実技を年2回受け意識を高め適切に行動する。</p> <p>③ 感染症対策について利用者とのその家族が理解する為の方法として、医師、相談員、介護職員と連携しながらホームページや手紙、張り紙などの対策をしていく。</p>
2	目 標	看取り介護の継続
	計 画	<p>① 入所時の意向を医師、相談員、介護職員と連携しながら1年ごとに本人、家族等に確認していく。</p> <p>② 医療的ケアについて職員が安心・安全に関わり、本人の人生の終着が穏やかであるように、酸素療法、経口摂取、口腔ケアについて指導する。</p>
3	目 標	「褥瘡ケア」「夜間のたん吸引」の継続
	計 画	<p>① 夜間のたん吸引を介護職員ができるよう、年に最低2人は外部研修の参加を促し終了後は研修指導要綱に沿って指導する。</p> <p>② たん吸引実施後は、報告を確認し喀たん吸引安全確保委員会での報告、評価をする。</p> <p>③ 褥瘡発生と関連のあるリスクについて評価し、医師、介護職員、管理栄養士、相談員と連携を取り、褥瘡計画を立て実施する。</p> <p>④ 褥瘡内部研修を年に3回実施し、職員全員の知識を深め、褥瘡を作らないケアを提供する。</p>
4	目 標	支援を継続できるための意識を改革していく
	計 画	<p>① 褥瘡の知識および看取り介護のレベル向上や加算取得のために計画、実施、評価、報告し収入を確保する。</p> <p>② 業務を見直すために業務マニュアル、年間計画を作成する。</p>

2. 年間計画

下表のとおりサービスを実施する。

＜年間行事予定表＞

月	行事名	趣 旨
4月	花見	春を迎えた町並みや桜を楽しむ
5月	菖蒲湯 端午の節句	季節の香りがする菖蒲湯に浸かり健康を喜ぶ 節句の飾りを皆で作る、季節感を味わう
7月	七夕飾り	願いを書いた短冊を下げた七夕飾りを皆で作る
9月	敬老会 こまえ苑祭り	長寿を祝い、祝い膳、演芸などを楽しむ 盆踊りや屋台を楽しみ、残暑を味わう
12月	柚子湯 クリスマス・年忘れ会	柚子の香りを味わいながら入浴を楽しむ クリスマスの雰囲気の中、演芸や食事などを楽しみながら、1年の締めくくりをする
1月	お正月 餅つき大会	元日等に、お正月の催しを行って新年を祝う 餅つきの実演を楽しむ
2月	節分	豆まきをして1年の健康を願う
3月	桃の節句	雛人形を飾り、季節感を味わう

※各月の誕生会：毎月第3水曜日

※外出・散策等：随時

＜クラブ活動及び音楽療法等予定表＞

	午前（10時20分～11時20分）	午後（2時～3時）
日	歌の集い（不定期）	少人数による趣味活動等（不定期）
月	作業療法	
水	集団体操	
木	音楽療法（第1・2・3・4）	
金	生け花（第2・4）	

＜週間予定表＞

	午 前	午 後
月	一般浴・機械浴・2階リネン交換等	一般浴・機械浴・2階リネン交換等
火	一般浴・機械浴・3階リネン交換等	一般浴・機械浴・3階リネン交換等
水	一般浴・機械浴・集団体操	
木	一般浴・機械浴・音楽療法・2階リネン交換等	一般浴・機械浴・2階リネン交換等
金	一般浴・機械浴・3階リネン交換等	一般浴・機械浴・3階リネン交換等
土	一般浴・機械浴	喫茶いちょう
日		散歩・外出等

<健康管理予定表>

	利用者	その他
4月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	(週間予定) 1. 内科嘱託医の診察 2. 内服薬処方 3. 服薬整理 4. 外部通院者の処方薬確認と状況把握 5. サービス担当者会議参加 6. 入浴前のバイタルチェック 7. 各行事参加 (月間予定) 1. 精神科医診察 2. 皮膚科医診察 3. 体重測定 4. 血糖値チェック (その他) 1. 緊急受診時の付添い 2. 病院入院者の状況把握 3. 新規入所者面談、判定 4. 胃ろう管理 5. 肺炎球菌ワクチン接種 6. 経口摂取・嚥下に関すること 7. 低栄養・療養食に関すること 8. 褥創に関すること 9. 口腔ケアに関すること (6・7・8・9は各職種と協働していく)
5月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
6月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察・健康診断	
7月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
8月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察・歯科健診	
9月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
10月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
11月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察・インフルエンザ予防接種	
12月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
1月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
2月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	
3月	体重測定・内科診察・皮膚科診察・精神科診察	

<家族懇談会>

年2回開催

利用者の苑生活の状況報告、施設からの様々な情報提供、家族間交流、場合によって勉強会及び講習の機会提供等を行っていく。そして、それらを通して、施設と家族の双方で利用者を支える協力関係を構築することを目的とする。

高齢者デイサービスセンター

1. デイサービス事業（通所介護・通所型総合事業・認知症対応型通所介護）

新型コロナウイルス感染に伴い利用を自粛される方もおり、稼働状況は低迷した状況が続いている。また、前年同様に90歳代の新規利用相談が増えており、利用開始から比較的短期間で利用終了となるケースが多くなっています。認知症対応型通所介護に関しては、施設入所の割合が高いため、認知機能の維持に努めながら、住み慣れた自宅での生活をできるかぎり継続できるよう支援を行っていきます。そのためにも地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、各種サービス事業所との連携を強化していきます。

定員・収入確保の観点と利用者の継続的支援の観点から、社会福祉法人として大きなジレンマを抱えながらの運営となりますが、利用されている方々の満足感と、支援の質の向上を目指した事業展開を行っていきます。今年度は、コロナ禍での利用者状況を鑑みて、地域に根差した支援提供を継続していきます。

<事業内容>

事業種別	利用者定員	営業日
通所介護 総合事業における国基準通所型サービス	1日 35名	月～土の週6日 (12/29～1/3を除く)
総合事業における市基準通所型サービスA	1日 7名	
認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護事業	1日 12名	

<目標と計画>

1	目 標	サービス内容の充実を図る
	計 画	① 手工芸・絵画・書道など創作的活動をより充実できるよう、更なるボランティアの受入を行うとともに、職員による活動プログラムが充実できる取組みを行っていく。 ② 歯科衛生士による「口腔ケア講習」や昼食前の口腔体操継続により、口腔機能の維持向上とともに「健康」への意識を高めていく。 ③ 入浴サービスの更なる充実に向けて、業務分担等の再検討や人員確保に努める。 ④ 生活機能や身体機能の維持・向上を目指し、利用者一人ひとりの状態を把握し、個別機能訓練等実施していく。
2	目 標	認知症の方に対する対応能力、介護技術を身に付けるとともに働きがいのある職場を目指す
	計 画	① 関係団体等が主催する認知症介護実践者研修等、専門的研修や民間の研修へ参加させるとともに、活動充実へ向けた各種セミナー等を活用することで、個々の職員のスキルアップを図る。また、課内研修でグループワークを実施しながら全体としての質の向上を目指す。 ② 直接処遇の知識・技術だけでなく、法人・施設・事業所としての立場を認識し、地域や個人のニーズの把握に努め、介護保険制度や地域の事業所として求められる役割を理解できる取組みを行う。

3	目 標	様々な環境条件を持つ方の受入を行い、稼働率の安定、向上を目指す
	計 画	<p>① 空席の発生期間をできる限り短くするよう、関係事業所との連携を密に行い、計画日以外の臨時利用についても、引き続き積極的な受け入れを継続していく。</p> <p>※ 利用者数の数値目標（稼働率）</p> <p><基本> = 1日平均29人を維持する。(82.9%)</p> <p><総合事業> = 1日平均5人を維持する。(95.0%)</p> <p><認知症対応型> = 1日平均8人以上を目指す。(80.0%)</p> <p>② 医療依存度の高い利用者の受け入れを可能な限り対応していく。</p> <p>③ 職員一人ひとりが統一したサービスを提供できるよう、業務シフトごとのマニュアルを点検し、稼働率の安定に繋げていく。</p> <p>④ 新たに創設される加算について、算定要件の詳細な点検を行い、職員体制や事務処理手順などの精査・点検を行い、可能であれば算定していく。</p>

<サービス実施内容>

以下のとおりにサービスを実施する。

1) 日課

9:00～	利用者到着・水分補給・健康チェック
9:30～	入浴開始
10:30～	朝の会・ラジオ体操・活動
12:00～	口腔体操・昼食・コーヒーサービス
14:00～	活動
15:15～	おやつ・水分補給
16:00～	送迎開始・第3活動
17:30～	最終便出発

2) 入浴

利用人数	1日あたり15名
利用回数	利用者1人あたり週2回

3) 機能訓練

外部講師による音楽療法	月3回
生活機能の維持向上のための機能訓練	全営業日

4) 主な年間行事

毎月	誕生会	11月	家族懇談会(2)
6月	家族懇談会(1)	1月	新年会
8月	納涼祭	3月	運営推進会議(2)
9月	敬老会・運営推進会議(1)		

※誕生会は毎月第3～4週にかけて実施。

※納涼祭・敬老会・新年会は2日ずつの開催としている。

※上記のほかにも、季節感を取り入れたイベント等を通常活動に取り入れる。

5) 研修計画

- ① 月1回の職員会議を活用して「現任研修・ミニ研修」を実施する。受講した研修のフィードバックを行う。
- ② 「認知症」に関する知識習得や援助技術向上を目的とした研修の実施を検討する。また、「認知症介護実践者研修・リーダー研修・指導者研修」の修了者を増やす。
- ③ 普通救命講習の継続受講。
- ④ アクティビティ関連のスキルアップにつながる研修等への参加。
- ⑤ 看護職員を中心に、医療知識や感染症等に関する内部研修を行い、知識を深める。
- ⑥ 各種オンライン研修を取り入れていく。

※上記以外にも、他部署が実施する研修等に参加する。

2. ホームヘルプ事業（訪問介護）

自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事介助や、家事全般にかかる支援を行います。制度改正については、利用者や家族に理解してもらえるよう分かりやすい説明を心がけ柔軟に対応していきます。

継続的な運営のためヘルパーの獲得は必須の課題です。前年度は10月の異動によりサービス提供責任者1名が増員となり、登録ヘルパーも新たに1名加わり、新型コロナウイルス感染症のため取り組めなかった実習生の受け入れや営業活動、研修会や月に1回の定例会を再開していきます。ヘルパーの育成では個別研修計画の作成と、それに沿った研修計画の作成、同行訪問による指導とともに情報の共有や不安の解消を目指します。また、主な研修内容は、認知症への対応に重点を置き取り組んでいきます。

(1) 事業の内容

- 1) 介護保険における訪問介護・介護予防訪問介護事業
- 2) 日常生活支援総合事業
- 3) 営業日（サービス提供日）…月曜日～土曜日（祝日含む。）
（日曜及び年末年始は休日とし、希望があれば相談に応じる。）
- 4) 受付時間…月曜～金曜（祝日含む。）の午前8時30分から午後5時30分

(2) 従業員の予定人数

- | | | |
|--------------|-----|-----|
| 1) サービス提供責任者 | 3名 | 常勤 |
| 2) 訪問介護員 | 20名 | 非常勤 |
| 3) 認定ヘルパー | 4名 | 非常勤 |

<目標と計画>

1	目 標	事故防止への取りくみ
	計 画	<p>① 訪問介護員の役割りを理解するとともに、在宅で考えられる様々な場面に冷静に対応できるよう定例会や月末にヘルパー向けに作成するレジュメへの掲載等で、訪問した際に起こりうる問題を予測し情報共有しながら、対応方法を自らも提案できる取り組みや事例検討を行っていく。</p> <p>② ヒューマンエラーが発生しやすい業務であるため、利用者・ヘルパーともに安全に訪問できるよう、一人ひとりがリスクを理解、意識していくために皆で共有、解決策の検討を行うとともに過去の事故事例なども活用し、体制づくりを行っていく。</p>

2	目 標	専門職としての知識や技術の向上を目指す
	計 画	<p>① 今年度は認知症研修を主にし、定例会でミニ研修として取り上げ、その他必要な内容があれば随時実施していく。</p> <p>② 利用者の状態に合わせた対応や介護ができるよう同行訪問や研修を行っていく。</p>
3	目 標	関係機関との連携を強化していく
	計 画	<p>① 定期的実施する事業者連絡会への参加。</p> <p>② サービス担当者会議への積極的な出席やMCS(多職種連携のためのツール)へ参加し情報収集及び情報発信にも努めていく。</p>

地域包括支援センター

1. 総合相談支援事業

目 標	複雑化する高齢者の相談に対して相談機能の強化・充実を図り、地域の公的な相談窓口としての役割を果たしていく
計 画	<p>① 専門機関としての機能向上 包括内でのミーティングや個別ケースの検討を実施し、各専門職が専門性を活かしたチームアプローチを実施する。</p> <p>② 孤立する高齢者の早期発見 地域の関係者からあがってくる相談に対して、積極的にアウトリーチを行い孤立している高齢者を早期に発見し適切な支援につなげていく。</p> <p>③ 包括的な相談窓口への体制強化 複雑化する相談への対応強化を図るため、専門性や経験を考慮した採用や専門研修の受講等、中長期的な人材の育成・確保に努める。</p> <p>④ 地域住民との顔の見える関係作り 自治会、老人会、町内会等、地域で活動している団体と連携を図り、エリア内の見守りネットワークを充実させていく。</p> <p>⑤ 地域団体との連携強化 地域の個別訪問、専門職の合同勉強会、地域ケア会議等を活用し地域課題を把握・共有すると共に関係者間の連携を強化する。</p>

2. 権利擁護事業

目 標	高齢者自身が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、権利擁護のための支援を行う
計 画	<p>① 高齢者虐待への対応 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「狛江市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、事実確認を踏まえて解決への支援を実施する。毎月の定例進捗会議で行政の担当部署と市内の全包括で協議し解決に向けての方針を確認していく。 高齢者虐待対応代表者会議（虐待ネットワーク会議）に積極的に参画し協力していく。また、これまでの3職種に加えて精神保健福祉士を新たに配置し、より専門的な支援体制を構築する事で、精神疾患等を含む困難ケースに対応していく。</p> <p>② セルフネグレクトの防止及び対応 地域のネットワークや地域ケア会議等を活用し、支援を求めない高齢者にもアプローチする事で、セルフネグレクトの防止に努める。</p> <p>③ 成年後見制度の活用 理解・判断能力の低下がみられる高齢者等に、成年後見制度の紹介、利用の支援を行っていく。</p> <p>④ 消費者被害の防止対策 狛江市消費生活センターとの連絡会の開催、警察からの情報提供を基</p>

	に被害防止に向けて普及啓発に取り組む。
--	---------------------

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

目 標	多様な生活課題を抱えた高齢者が、その人らしい生活が継続できるような課題に応じたあらゆる資源を活用し、包括的・継続的に支援していく
計 画	<p>① 地域の介護支援専門員へのサポート 個別支援を通して介護支援専門員をサポートし支援方針の検討、助言、同行訪問等を行っていく。</p> <p>② 質の高いケアマネジメントが提供される環境づくり 狛江市介護支援専門員連絡会（職能団体）や包括主催の介護支援専門員向けの研修会、事例検討会の開催を通じてケアマネジメントの質の向上を図る。 民生委員と介護支援専門員の合同勉強会を開催し、地域の連携力の向上を図る。 主任介護支援専門員連絡会の運営を通して、ケアプラン点検の効果的な実施を行政と共に行う。</p> <p>③ 地域ケア会議の実施 個別ケア会議を開催し、課題の整理と対策を検討する中で地域の課題の抽出、専門職間のネットワークづくりを行う。</p>

4. 介護予防・日常生活支援事業

目 標	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、住民主体の多様なサービスを含めた幅広い支援を活用し、地域包括ケアシステムの推進を目指す
計 画	<p>① 介護予防ケアマネジメント 要支援認定者等が自宅で自立した生活を継続できるよう、適切なケアマネジメントを行い、ケアプラン作成、モニタリング、サービス事業者との連携・調整を行う。</p> <p>② 介護予防普及啓発事業の実施 基本的な介護予防の知識を普及啓発することを目的とした、介護予防教室を年間36回実施し、ICT機器を活用したオンライン予防教室の展開を目指して準備を進めていく。 各地域センター等で行われる老人会や地域サロンなどの高齢者の集いの場へ定期参加し、介護予防の知識、運動の普及を図る。</p> <p>③ 介護予防活動の支援 フレイル予防推進員を中心として、行政、社協と連携しながら住民主体の介護予防活動への支援、育成に取り組む。住まいの近くで運動ができる通所型サービスBや、包括主導で立ち上げ支援を行った「歩こう会」等の運営をサポートする。 老人会や自主グループ等の運動を中心とした活動の把握、講師の情報収集、ネットワーク作りに取り組む。地域のリハビリ専門職と連携し、</p>

	<p>多様な形の介護予防活動の取り組みを検討していく。</p> <p>⑤ 地域づくり推進活動（生活支援体制整備事業）</p> <p>実態調査や生活支援課題検討会議からあがっている生活支援ニーズについて、定例の連絡会での協議を継続的に行っていく。</p> <p>地域資源のマップ作りや居場所づくりに取り組み、住民同士の支え合いのある地域づくりを行っていく。</p>
--	---

5. 認知症総合支援事業

目 標	<p>本人、家族、地域住民への支援や啓発活動を通して、認知症を抱えた人が住み慣れた地域で安心して暮らす事ができるような「孤立しない地域」作りを目指す</p>
計 画	<p>① 認知症連携会議への参加</p> <p>認知症疾患センター、行政、医療職、介護職、包括など多職種で協議の場を設定し、狛江市の認知症施策、体制を定期的に検討していく。</p> <p>② 認知症初期集中支援チームの活用と運営</p> <p>円滑に進捗していないケースを選定し、初期集中支援チームからアドバイスや支援を受ける事で、適切な医療・介護の提供につなげていく。また、事務局として市と協働し、円滑なチーム運営を実施していく。</p> <p>③ もの忘れ相談会の開催</p> <p>認知症専門医と包括職員が認知症・もの忘れの相談に応じ、こまえ苑では年2回の開催予定。他のセンターで管轄区域の相談者がいる場合は同席して、継続的な支援が円滑に進むようにする。</p> <p>④ 介護者のためのおしゃべり会の開催</p> <p>「介護者の会」を毎月開催し、介護する家族等の孤立防止や精神的負担の軽減を図る。オンライン参加が可能な環境整備を行い、家を離れられない家族も参加が可能となる環境を整備する。</p> <p>⑤ 認知症カフェの定期開催</p> <p>「せせらぎカフェ」の運営を地域住民と共に行い、認知症があっても安心して地域で生活できる環境整備を図る。</p>

6. 在宅医療・介護連携推進事業

目 標	<p>高齢者が安心して住みなれた地域で療養生活を送れるよう、医療と介護の切れ目のない連携体制を構築していく</p>
計 画	<p>① 窓口の周知活動・ネットワーク構築</p> <p>地域資源マップや相談内容についての資料を基に、病院等の医療機関や介護事業所等への訪問を通して活動内容の周知や窓口の利用案内を行う。併せて専用の案内パンフレットやリーフレットを使用し、連携強化を図る。</p> <p>医療機関（精神科病院や大学病院等）の連絡会や勉強会、地域のクリニックで行われる勉強会等について積極的に参加し専門機関との連携を強化していく。</p>

	<p>② 窓口での個別相談の実施 介護支援専門員・包括・病院等の関係機関、または地域住民からの相談に対応し、状況に応じた情報提供や個別ケースの相談、調整業務を行う。病院からの退院調整がスムーズに行えるよう介護支援専門員のサポートを行っていく。</p> <p>③ 地域の医療介護連携や資源に関する情報収集と分析 個別の相談やネットワーク構築の中で、医療介護連携に関する情報やデータの蓄積を行い地域の課題の把握を行う。 相談内容をもとに機能別リスト一覧表の作成を行い、状況に応じた対応手順の作成も行っていく。</p>
--	--

居宅介護支援事業所

地域の高齢者が、多様な課題を抱えながらも住み慣れた地域で生活を続けられるように、複合施設の利点を生かした地域の支援拠点の立場から、その人らしい自立した生活への支援に資するケアマネジメントを実践します。

<目標と計画>

1	目 標	地域福祉のニーズに応え、質の高いケアマネジメントを実践し、信頼される事業所を目指します
	計 画	<ul style="list-style-type: none"> ① 課内ミーティングで情報共有・事例検討を行うとともに、マニュアル作成と見直しを検討し、順次着手していく。 ② 支援困難ケースを積極的に受け入れ、地域包括支援センターと連携し、多職種のチームワークによる多面的な支援体制を構築する。 ③ 認定調査を受託し、調査内容にも精通することで日々のケアマネジメントに生かせるようにする。 ④ ケアプラン担当件数については、制度改正を受け一人あたり 40 件以上を目標に、質の高いケアマネジメントを実践する。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症はじめ様々な感染症や災害時のBCPを精査し、年1回以上の研修とシミュレーション訓練を実施する。
2	目 標	人材育成の仕組みを整備する
	計 画	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護支援専門員の個々の経験値や能力に合わせた個別研修計画を作成・実施し、評価を次年度につなげる。 ② 介護支援専門員実務研修をはじめ、様々な実習の受け入れにあたり、専門職の育成・指導を効果的に実施する。 ③ 主任介護支援専門員の資格取得および更新研修受講要件となる各種の研修への参加を促進する。
3	目 標	地域包括ケアシステムの構築に主体的に参画し、地域特有の課題や様々な社会資源の情報を活用し、安心して暮らせる地域づくりに貢献する
	計 画	<ul style="list-style-type: none"> ① 狛江市介護支援専門員連絡会に参加し、地域や各団体とのネットワークを活性化し、連絡会で中核的な役割を担っていく。 ② 主任介護支援専門員連絡会に参加し、地域包括ケアシステムの構築に向け、事例検討会やケアプラン点検への参画を継続するとともに、新たな取り組み課題を抽出・検討していく。 ③ 医療と介護の連携を推進させるため、MCSなどのソーシャルネットワークの活用を広め、カンファレンスの開催などを通して、平時から入退院時まで、主治医をはじめとした医療・介護関係者とスピード感のある情報共有を行う。 ④ 他事業所と共催のケアマネジャー向け研修「チームK」を年2回企画開催し、地域の居宅支援事業所全体のケアマネジメント力向上に寄与していく。